



青鳥特別支援学校八丈分教室 学校見学会へのご参加 ありがとうございました！



分教室の教育活動情報は
こちらをチェック

八丈分教室
HP



八丈分教室
X (旧Twitter)



そして、この春1期生が卒業します。
皆様のご支援とご指導をよろしくお願い申し上げます。



八丈町、青ヶ島村の皆さまにとりまして、新しい年が希望に満ちた充実した年となりますよう、お祈り申し上げます。
本年も島民の皆さまのご意見を伺い、町村や関係機関とも連携しながら、職員一同一丸となって取り組んでいく所存です。
皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけまして
おめでとう
ございます



八丈支庁長
小野 博史

野鳥の死がいを見つけたらどうする？

大陸からの渡り鳥が島内でも見られる季節になりました。
野鳥の死がいを見つけたら、次のことに気を付けましょう。

産業課林務担当 ☎2-1113

◆直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません



野鳥は、環境の変化や餌がとれないなど、様々な原因で死亡します。野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

◆死亡した野鳥は素手で触らない



野鳥は鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫をもっています。もし死んでいる野鳥を見つけたら、**死がいを素手で触れない**ようにして、土に埋めるか、ビニール袋に入れてきちんと封をして燃やせるゴミとして処分して下さい。

日常においても、野鳥への過度な接触や餌やりは控え、糞にも直接触れないよう心がけて下さい。

◆同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたら

産業課林務担当 (☎2-1113) までご連絡下さい。



不動産取得税ってなに？

総務課税務担当 ☎2-4511

土地の
購入・贈与

家屋の
購入・贈与

家屋の
建築

無償でも課税
されるの？



自分が対象か
分からない！



などで不動産を取得したときに、取得した方
に対して課税される都税です。
※不動産の取得時に一度のみ課税されます。
毎年度課税される税ではありません。

有償・無償の別、登記の有無にかかわらず課税となります。
ただし、相続により取得した場合等、
一定の場合には課税されません。

対象の方には納税通知書を送付します。
届きましたら納期限までにご納付ください。
※取得から課税までに相当の期間を要する
場合があります。

八丈町暮らし体験ツアー

11/25~11/27の3日間で実施しました

総務課行政担当 ☎2-1111

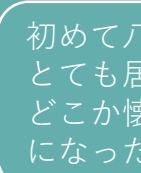


今年度から始まった暮らし体験ツアー。
八丈町での実施は今回が2回目。八丈町
の人気は高く、あっという間に定員
になります。
参加者は総勢10名。参加者はスーパー
や病院、保育園などの生活関連施設を
視察したほか、先輩移住者の仕事場を
見学したり体験談を聞いたりしました。

参加者の声



農業に携わりたい。二
拠点生活を経て、いず
れ移住したい。



初めて八丈島に来たが、
とても居心地が良く、
どこか懐かしい気持ち
になった。



八丈島が大好きで何度
も来ている。2025年に
は移住したい。



△長田商店さんでの一幕

くさや作りのこだわり、くさや
を通じてできた人とのつながり
など、長田さんの話に真剣に耳
を傾ける参加者の方々の様子が
印象的でした。

編集後記

みなさまは「温泉で顔パス」登録されておられますでしょうか。
温泉大好きな私はもちろん登録して、ほぼ毎日通っております。
子どもを連れて温泉に入ると、「洗い場ここ使いな〜」「何
歳？可愛いね〜」などと話しかけてもらうことが多く、娘に
とっても私にとっても島民の方々と交流ができる大切な場所と
なっています。

東京都島しょ

X (旧Twitter)



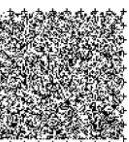
R270

リサイクル推進性

この印刷物は、印刷物の廃へ
リサイクルできます。

発行 東京都八丈支庁総務課
〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2
電話 04996-2-1111 FAX 04996-2-3601 印刷番号 1

この広報誌には、音声コードが各ページ右下、又は
左下に印刷されています。



八丈島AIデマンドタクシーに乗ってみよう！



事業実施者: 東京都 協力: 八丈町

利用方法はとても簡単！
スマホの操作が苦手な方は、お電話でもご利用可能です！

利用登録



①

WEB登録：画面に従い
必要事項を入力して登録

電話登録：☎090-4592-5039

予約

②

乗る場所、降りる場所、時間を設定し
WEBまたは電話で予約

乗車

③

あとは、デマンドタクシーが来たら
乗るだけ！

末吉から町立八丈病院へ ～受診後、自宅近くまで戻る場合～



WEB or 電話で予約

👉①名前 ②乗る場所 ③降りる場所
④乗りたい時刻 ⑤人数
を入力する（伝える）と、
乗車時刻と到着予定時刻を教えてください。



予約名を伝えて乗車(末吉タクシー)

おとな300円、こども100円
現金、QR決済、クレジットカード等で先払い



町立八丈病院に到着



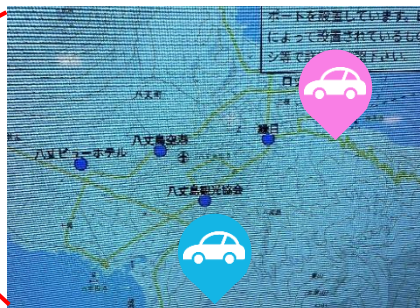
診察終了。
帰りのデマンドタクシー予約

👉お会計待ちの時に帰りの予約を行うと
待ち時間が少なく済みますよ！



町立八丈病院から末吉まで乗車

👉病院から乗車する際、外で待っている必要はありません！
デジタルサイネージの表示を見ながら病院内で待機し、
車両マーク(坂下:ピンク、坂上:青)が近づいてきたら
病院前ロータリーまで出てきてください。



中之郷から八丈島空港へ ～坂上から坂下への移動で乗り換えが必要な場合～



WEB or 電話で予約

👉坂上・坂下間の運行エリアをまたぐ移動は、
乗り換え、つまり2件予約する必要があります。

例えば…

(1台目) 乗る場所“中之郷出張所前”、降りる場所“町役場”
(2台目) 乗る場所“町役場”、降りる場所“八丈島空港”
※1台目の到着予定時刻を確認のうえ、少し時間に余裕をもって
2台目の乗りたい時刻をお伝えください。



予約名を伝えて乗車(末吉タクシー)

おとな300円、こども100円
現金、QR決済、クレジットカード等で先払い



乗り換え場所で一度下車、
坂下車両(愛光観光)に乗り換え

おとな300円、こども100円
現金、QR決済、クレジットカード等で先払い

👉乗り換え場所での待ち時間が
発生する場合があります。

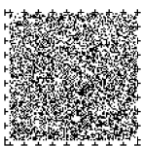


八丈島空港に到着

—デマンドタクシーの特徴—

- ✓目的地の近くまで
- ✓予約した時刻に(遅延可能性あり)
- ✓乗合あり
- ✓タクシーより安価

ぜひ1度ご利用いただき、ご意見を頂戴できればと思います。
いただいたご意見は、今後の運行の参考にさせていただきます。



年度末は異動の時期。 自動車を誰かに譲ったり、廃車にしたり、 引っ越し先に持っていく場合、要チェック！

自動車を誰かに譲る、廃車にする

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。
管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。
手続きがされない場合、前の所有者に課税されることになります！

引っ越し先に持っていく

引っ越しをしたときは変更登録の手続が必要です。
管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

事情により手続が遅れる場合は、インターネットや書面、電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。支庁窓口でも受け付けています。
詳細については、[主税局HP「自動車税種別割」](#)をご確認ください。

※「軽自動車」については、手続きが異なりますので、軽自動車検査協会又は町村役場へお問い合わせください。

不動産取得税ってなに？

- 土地の購入・贈与
- 家屋の購入・贈与
- 家屋の建築

無償でも課税されるの？



有償・無償の別、登記の有無にかかわらず課税となります。
ただし、相続により取得した場合等、一定の場合には課税されません。

自分が対象か分からない！



対象の方には納税通知書を送付します。
届きましたら納期限までにご納付ください。
※取得から課税までに相当の期間を要する場合があります。

などで不動産を取得したときに、取得した方に対して課税される都税です。
※不動産の取得時に一度のみ課税されます。
毎年度課税される税ではありません。

不動産取得税の税額の計算方法

$$\text{不動産取得税の税額} = \text{取得した不動産の価格(課税標準額)} \times \text{税率(3\%又は4\%)}$$

※令和6年3月31日までに宅地等(宅地及び宅地評価された土地)を取得した場合、当該土地の課税標準額は価格の1/2(本措置は延長される可能性があります。)

取得した不動産の価格(課税標準額)は不動産の購入価格や建築工事費ではありません！

取得した不動産の価格(課税標準額)とは、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価、決定された価格で、新・増築家屋等を除き、原則として固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。

不動産取得税が軽減される場合があります

◆住宅の取得に対する軽減制度

<新築住宅の場合>

要件：床面積が50㎡以上240㎡以下

控除額：1,200万円

(課税標準額から控除)

(価格が1,200万円未満の場合はその額)

<中古住宅の場合>

要件①：個人が自己の居住用に取得したこと

要件②：床面積が50㎡以上240㎡以下

要件③：耐震基準を満たしていること

(昭和57年以降に新築されたこと)

控除額：住宅の新築年月日に応じて一定の額

(課税標準額から控除)

◆住宅用土地の取得に対する軽減制度

要件：住宅の軽減制度を満たし、その住宅の敷地を一定期間内に取得したとき

減額額：次のいずれか高い金額(税額から減額)

(1) 45,000円

(税額が45,000円未満の場合はその額)

(2) 土地1㎡当たりの価格×住宅床面積の2倍

(上限200㎡)×取得した住宅の持分×3%

詳細は、[主税局HP「不動産取得税」](#)をご確認ください。